

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和3年5月10日(月曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時58分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 第47回水戸のあじさいまつりについて

(観光課)

② 農業委員会事務の実施状況について

(農業委員会事務局)

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	大津亮一君	副委員長	森正慶君
委員	田口文明君	委員	黒木勇君
委員	渡辺政明君	委員	栗原文隆君
委員	安藏栄君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

産業経済部長	鈴木吉昭君	産業経済部参事	川崎幹男君
産業経済部参事兼商工課長	長谷川昌人君	産業経済部技監兼農政課長	深澤和広君
観光課長	小林一仁君	農業環境整備課長	三村隆君
農産振興課長	後藤俊之君	公設地方卸売市場長	宮田正一君
消防局長	小泉直紀君	消防次長	大内康弘君
消防局参事	箕輪重美君	消防局参事兼火災予防課長	石田宏一君
北消防署長	青木剛君	南消防署長	勝村俊則君
消防総務課長	猿田純夫君	消防救助課長	大信成人君
救急課長	栗原政人君		

農業委員会 横山英雄君
事務局 長

農業委員会 吉川正浩君
事務局 次長

6 事務局職員出席者

書記 大内しおり君

書記 島田祐輔君

午前10時 0分 開議

○大津委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

第47回水戸のあじさいまつりについて、執行部より説明願います。

小林観光課長。

○小林観光課長 第47回水戸のあじさいまつりについて、観光課提出の資料により御説明をいたします。

第47回を迎えます水戸のあじさいまつりにつきましては、保和苑を中心といたします周辺史跡への誘客と、地元振興などのために開催するものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中ではありますが、現時点におきましては、国や県の動向等を注視するとともに、感染症対策をしっかりと講じた上で開催をしてみたいと考えております。

4の期間につきましては、来月の6月12日土曜日から7月4日日曜日までの23日間にわたり開催をしてみたいです。

6の行事内容につきましては、12日のオープニングセレモニーを皮切りに、観光漫遊バスの運行のほか、アジサイの見頃の後半として予想されます6月26日、27日には、あじさいクイズラリーを2日間にわたって開催するなど、祭り期間中の土曜日、日曜日を中心に催しを実施をしてみたいです。

7の期間を通じての取組につきましては、裏面の2ページまで記載をしておりますとおり、恒例行事となっております写真撮影コンテストをはじめ、俳句の一般募集やあじさい育成相談コーナーの設置のほか、会場内ではアジサイの苗や地元産品、オリジナル土産品を販売する予定としてございます。

続きまして、8の広報につきましては、チラシ、ポスター等の配布のほか、「広報みと」や市のホームページ、月刊誌への掲載、SNSの活用などによりPRを図ってまいります。

なお、お手元にはあじさいまつりの周知用チラシをお配りしておりますので、後ほど御参照のほうお願いいたします。

次に、9の見どころ・変更点等でございます。

見どころといたしましては、例年と同様に、保和苑におきましては約100種6,000株、水戸八幡宮におきましては約60種5,000株以上のアジサイを皆様にお楽しみいただきたいと考えております。

続きまして、主な変更点でございますが、冒頭にも御説明しましたとおり、今回新たにクイズ形式で保和苑内を巡るあじさいクイズラリーを開催するほか、祭りの後半には、保和苑内の明星ヶ池にアジサイの花を浮かべたフォトスポットを新たに用意しまして、祭りをお楽しみいただく予定としてございます。

なお、例年実施しております野点茶会をはじめ、あじさい講座や写真撮影大会の一部（モデル参加による大撮影会）のほうは、コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とさせていただいております。

最後に、感染症対策でございますが、今回のあじさいまつりにつきましては、コロナウイルス感染症対策を講じた上での開催となります。記載をしておりますとおり、祭り関係者及び来場者のマスク着用の徹底をはじめ、会場内にマスク着用、ソーシャルディスタンスなどを呼びかける看板の設置のほか、手指消毒液の

設置、検温の実施など、きめ細かな感染症対策を講じまして、祭り関係者や来場者にとりまして、より安全、安心な祭りの運営に努めてまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○**大津委員長** 内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いします。

渡辺委員。

○**渡辺委員** あじさいまつりは47回という回数を重ねているということで、今年もまた様々なイベントが行われて、魅力が高まっているということで、大変結構なことだと思いますし、また、花をめぐるという人に悪い人はいませんから、ぜひたくさんの人に見てもらいたいと思うんですけども、今言っているようにコロナの問題があるので、例えばこういうバスを回して人を集めるということとコロナというのが大変矛盾しているところもあって、今の国がコロナ対策しているのと全く考え方が一緒で、本当に御苦労なさっているのかなと思います。

それで、コロナとは別にちょっとお聞きしておきたかったのは、観光漫遊バスの運行ということがありますよね。まず、この観光漫遊バスの運行というものについては、例えば、これ茨城交通とは違うんでしょう。ちょっと基本的なことを聞きたかったものですから。

○**大津委員長** 小林観光課長。

○**小林観光課長** ただいまの渡辺委員からの漫遊バスの運行に関する御質問でございますけれども、バス保存会さんの協力でレトロバスのほうを走らせる予定でございます。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そうすると、バス保存会さんがそのバスのコースを、いわゆる普通のところを走るというのは、茨城交通さんとは全然関係なく、また、国の国交省ですか、そういうところの許可をいただいたりとか、そういう手続はあるんですか。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** ただいまの渡辺委員からの御質問にお答えをいたします。

路線バスとして市内を走らせておりますコースとなっている茨城交通様とは協議をしております、こちらの関係も全て関係機関のほうと調整をさせていただいております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 路線バスとも了解をいただいているということで、この料金のほうは1日幾らという設定なのか、それともコースによって値段が高くなるとか、そういう料金設定はどういうふうになっているんですか。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** ただいまの渡辺委員からのバスの運行に関する運賃のほうの御質問でございますけれども、この期間の12日、13日に走らせるバスに関しましては無料となっております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 違うの。このバスを運行させるのに、バス保存会のほうにお支払いするお金はどれぐらいの予算で、例えばそれがこのコースだからこの金額、それがもうちょっと遠くまで行くと幾らとか、そういう考え方なのか、1日幾らなのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんです。

分かんないやいいですよ、間違っただけを言っちゃうとまずいんで。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** 本日、詳細な資料を手元に持参しておりませんで、後日しっかり調べてお答えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 金額は後で結構なんです。なぜ聞いたかという、3月定例会の本会議で今後の観光行政と交通体系の考え方ということで質問しましたが、今、通年観光じゃないんだよね。どちらかというとなんか単発的な桜まつりとか、あじさいまつりとか、梅まつりとかにあわせたボンネットバスの運行をしているわけですけども、やはり今後、観光の振興とか交流人口を増やしていったりするには、この漫遊バスと、今、通常の回遊バス、水戸駅前から大工町経由で、または金町通りを通過して、また水戸駅に戻ってくる循環型のバスがありますよね。それをやっぱり連携すべきじゃないのかなと。その拡大を考えて、もうちょっと通年型の回遊バス、観光地も通る、商業地も通る、そういうことを今後視野に入れてやっていくべきでしょうということを話しました。検討してどうなったか、答えは忘れちゃったんですけども、観光課のほうにそういう話が来ていますか。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** ただいまの渡辺委員からの通常の運行、路線バスの件での観光回遊策としての取組でございますけれども、現在、茨城交通様と協議を開始したところでございまして、秋頃を目標に、例えて申しますと、大手門を通過していただくなど、さらに回遊を促進させる取組を実施していきたいというふうに考えております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** ありがとうございます。

要は、ここにも、保和苑前、水戸八幡宮、水戸駅南口、弘道館前と出ていますよね。だから、例えばこのコースが、日常的、通常時に走っている、商店街も経由しながら回ったり、例えば中心地区の病院も通るようなコースとか、偕楽園のほうにもちょっと寄るような、そういうことも考えられるし、水戸の場合、そんなに広いエリアではないんですよ。集積されていますので、その辺のところも踏まえながら。この日常的な、水戸駅から回っている循環型のバスというのは大型バスなんですよ。相当老朽化しているバスが走っているんで、社会実験的にも、もうちょっと小型のバスで周回できたり、そういうものも実験的な考え方で取り組んでいくといいのかなと。いつもこの目的だけのための循環バスになっちゃうんで、それをもうちょっと通年型に多用していくという考え方をぜひ組み込んでいただければと思います。

これは今すぐやれとかじゃないんですよ。今後、茨城交通さんも大型バスをどんどん走らせることも結構なんですけれども、やはりデマンドバスのような要素を踏まえたり、また、高齢化率が高まっているこの水戸市内の中で、幹線道路だけでなく小型バスで枝線も入りながら。病院などを経由して、こういう観光地とか、歴史遺産とか、文化遺産も回れるような、そういうコースづくりも私は今後必要になってくるのかなというふうに考えておりますので、ぜひ、しっかり御検討をいただきたいということを申し述べておきます。

以上です。

○大津委員長 ほかにございますか。

安藏委員。

○安藏委員 ちょっと1点だけ伺いをしたいと思います。

第47回ということで歴史あるあじさいまつり、楽しみにしているんですけども、6月12日に開催ということで、何とかこの頃までにはコロナも収まってくれればいいなという期待を込めてなんですけれども、見どころ・変更点ということで、池にアジサイの花を浮かべるとというのが新しく企画されたようなんですけども、この明星ヶ池という、私も池があるのは知っているんですけども、これ、どのような雰囲気で、どのような数、あるいは花ですので、毎年、気候変動で盛りの時期というのは変わっていくと、私は思っているんですよ。だから、このタイミングと明星ヶ池にどのような雰囲気、どのような花を浮かべるのか、ちょっとお聞きできればありがたいと思います。

○大津委員長 小林課長。

○小林観光課長 ただいまの安藏委員からの今回の新たな取組に関する御質問でございますが、今、委員の御発言のあったとおり、明星ヶ池にフォトスポットを造成する取組でございますが、実際、園内に咲いているアジサイを活用しまして、これを型枠に敷き詰めまして固定したものを池に浮かべて、それを背景に写真を撮っていただくという取組で、今、流行しておりますインスタグラム映えというような演出でございます。よろしくお願いたします。

○大津委員長 安藏委員。

○安藏委員 型枠にびっしり納めて、それを浮かべてということ。その型枠というのは大きさはどのくらいのを想定しているんですか。

○大津委員長 小林課長。

○小林観光課長 明星ヶ池の型枠につきましては、まだ大きさのほうはこれから実行委員会の皆様と最終決定をしていくというところで、大小様々作ったほうがよろしいのではないかと御意見が出ております。

○大津委員長 安藏委員。

○安藏委員 多分、あれだけのアジサイがあるんで、片っ端から切っちゃうわけじゃないと思うんで、うまく剪定しながらやるような感じなんですよ、もちろんね。分かりました。ありがとうございました。

○大津委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に、農業委員会事務の実施状況について、執行部より説明願います。

吉川農業委員会事務局次長。

○吉川農業委員会事務局次長 それでは、農業委員会事務の実施状況について、農業委員会事務局提出の資料により御説明をいたします。

1の農業委員会の体制でございますが、こちらは農業委員会等に関する法律の改正により、市町村長が議会の同意を得て任命する任命制に変更となりまして、昨年、選任をされております。

任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。

次に、委員の定数につきましては、条例の定めにより農業委員が24人で、現在2名の欠員のため募集中でございます。農地利用最適化推進委員につきましては20名で、欠員はございません。

次に、2の農地等の利用の最適化の推進状況でございますが、この業務につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、今までの農地法に基づく農地の権利移動の許可等の許認可業務に加え、新たに農地利用の最適化の推進業務が農業委員会の必須業務となりました。それで、旧村単位の担当地区において、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地域農業の発展のため日々活動に取り組んでおります。

(1)の担い手への農地の利用集積におきましては、各担当区域内において農地パトロールや戸別訪問等の活動を通じまして情報収集を行い、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、経営規模拡大農家等の担い手に農地の集積を推進しております。

農業委員会としましては、表にございますように、令和5年度までの集積目標を耕地面積の50%と定めて活動をしておりまして、令和2年度の集積率につきましては28.1%となっております。

次に、(2)の遊休農地に関する措置につきましては、農地パトロールにより、新たな遊休農地の発生を防ぐため、土地所有者等に対して農地の適正管理や担い手への集積等、遊休化の未然防止に努めております。

農業委員会としましては、表にありますように、令和5年度までに遊休農地面積を123ヘクタールまで解消することを目標に掲げ、日々の活動に取り組んでおります。しかし、なかなか遊休農地の解消は難しく、新たな遊休農地の発生を防いでいるのが現状でございます。

ページを返していただきまして、裏面を御覧いただきたいと思っております。

(3)の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、参入希望者が円滑に農地を確保できるよう、日々の活動を通じて得られた農地の情報提供を行い、農地所有者との橋渡しを行うなど、新規参入の促進を図っております。

農業委員会としましては、表にございますように、令和5年度まで年10経営体の新規参入を目標に推進活動を進めております。令和2年度につきましては、9経営体の参入がございました。

次に、3の農業委員会における事務の実施状況でございますが、こちらは農地法に基づく農地の権利移動の許可等の許認可業務でございまして、令和2年度に農業委員会総会で審議を行った件数でございます。

(1)の農地の権利移動につきましては、農地の売買や貸し借り等の許可の件数と面積、表の右側につきましては、相続により農地を取得した方の届出件数と面積でございます。

(2)の農地の転用につきましては、表の左側が調整区域の転用許可件数と面積となっておりまして、表の右側が市街化区域内の届出件数と面積でございます。

以上が実施状況でございますが、今後も農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、地域農業の発展のため、関係機関と協力し、農地利用の最適化の推進活動に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**大津委員長** 内容について、何か御質問等がございましたら発言を願います。

渡辺委員。

○**渡辺委員** 私のほうで資料の請求というか、農業委員会さんが新しくなったということで、その後あまり報告がなかったので、どういう現況かということをお聞きしたところなんですけど、私も忘れてしまったことがちょっとありますので、二、三、聞かせていただきます。

今、農業委員会が、農業委員と農地利用最適化推進委員って2つに分かれたんですね。今、御説明に

なったいわゆる役割というのは、ここの部分が農業委員さんのほうで、ここの部分が最適化推進委員さんですと、そういう区分があるんですか。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

国のほうの法律におきましては、農業委員というのが、管内の農地全体に責任を持って、総会での議決権を行使できるようになってございまして、最適化推進委員におきましては、推進委員ごとに定められた担当地区、こちらの現場活動をする、総会において議決権は持っていないというところの違いでございます。

ただし、水戸市の場合は、ここは何と云っても、活動がやはり地域を重点に活動していますので、旧村単位で農業委員、推進委員が連携して現場活動を行ってございます。

以上でございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、農地の転用とかそういうものについては、この両者が連携して対応しているということですよね。そういうことですね。

それで、令和3年度、農業関係の施策がたくさん出てきたと思うんです。そうすると、やはりこの農業委員会の中で、水戸市が進めようとしている令和3年度並びに今後のいわゆる農業行政等についての考え方とかというのは、この農業委員会のほうにはお話が行っているんですか。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

市でも進めております人・農地プランにつきましても、農業委員が現地の各集落等で話し合いに参加して進めていくということをやっております、市の政策と市の機関と連携しながら努めてございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、先ほど農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの大きな役割の中で、農業委員さんのは、水戸市内の農地全体の今後の在り方も含めているいろいろな担当なさっているということなので、水戸市が進める農政行政とは表裏一体なわけで、一番身近にいる立場なので、しっかりとその考え方をお伝えしないと、水戸市の行政のほうだけで考えていてもしょうがないので、それが一体になるということが前提だと思いますので、その辺のところをしっかりと受け止めていただきたいと思います。

それと、農地中間管理機構というのはどういう組織なんですか。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

農地中間管理機構というのは、県の機関でございまして、農地の集積、集約、そういったものを担っているところでございます。例えば、農地の所有者から農地を借りて、今度は担い手に貸し出す、集積をするという中間の機構でございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それで、経営規模の縮小を希望する農家と拡大を希望する農家と、資料に記されているんですけども、これは具体的にどういうことなんですか。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

農業委員会としまして、毎年、各農家にアンケートを取ってございまして、その中で高齢化や担い手がないということで規模を縮小する農家、それと、これから農業を大きくしたいというような、規模拡大をしたいという農家がございまして、できるだけそういった担い手に農地を集積するということでございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今、言っている担い手というのは、拡大を希望する農家さんを主に指しているということによろしいですか。

それと、アンケートをとって細かくやっていたいでいるということで、大変心強く思っております。そして、遊休農地に関する措置ということで、農地のパトロール等をしているというのは、農地利用最適化推進委員の方がなさっているということによろしいんですか。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問ですけれども、農地パトロールにつきましては、推進委員だけでなく、農業委員も各担当地区をパトロールしております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 先ほどお話がありましたように、連携しながらやっているんだということですね。遊休化を未然に防止することに努めたというふうになっておりますよね。この表の全体の耕地面積が6,440ヘクタールで、遊休農地の面積が322ヘクタール、それを令和5年度までに123ヘクタールに減らしたいということでいいんですね。そういうことでいいですよ。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、例えば、今、非常に成沢のほうで酪農の牛とかの飼料用のトウモロコシがば一つとあって、今までしっかりゴボウだのヤマイモとかやっていたところが、それに代わっていますよね。それは、例えばそのトウモロコシというのは遊休地じゃないわけですね。そのところをちょっとお聞かせ願いたいんです。例えば遊休地というのは、草がぼうぼう生えちゃっているものなのか。何かちょっとした作物を作っているみたいなものはどうなのか。その辺のところの、いわゆる区切りというのはどうなっているのかお聞かせください。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、遊休農地につきましては、例えばトラクター等ですぐに耕作ができる状態であれば、遊休農地というふうには見ておりません。ただ、委員がおっしゃったように、草がぼうぼうだとか、山林化したりとか、そういった、トラクターではちょっと無理だということは、もう遊休農地であると、こちらでは判断してございます。

先ほどの成沢町とかにおきましても、だんだん高齢化が進みまして農業をやっていけないということで、そういった飼料作物を作る農家のほうに土地を貸して、そして、耕作していただいているというのが現状でございまして。そういったものを、農業委員、それから地元の推進委員が間に入って情報を得て、担い手につないでいるというのが現状でございまして。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、四、五年前はそんなに目立たなかったトウモロコシ畑が、今はもうあのトウモロコシの高さが3メートルから4メートルぐらいなんだよね。そうすると、本当に先が見えないと。それがどんどん広がっているように感じているものですから、積極的に進めていくべきものなのかどうなのか、私にはよく分からないんですけども、このままいっちゃると、例えば後継ぎがないようなお年寄りの方が、具合が悪くなっちゃったとなると、やはりそういう方たちは、遊休化しないためにトウモロコシとかそういうものに代えて、どんどん広がっていくということではよろしいのかなと思うんですけども、どうなの、広がっていくの。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

飼料用作物につきましても、これが市全体というわけではなくて、やはり地域性があると考えております。中には、田んぼであればやはり水稻を作るというふうには大体、地域でなっていますので、そこは水稻を作る担い手に引き継ぐようなことで話を進めるということではやってございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 素人なんで私も詳しくは分からないんですけども、例えば水戸の専業農家の方たちがだんだん減ってきていて、大体、今100件ぐらいなんですか、そういう数字になってくる中で、将来を展望して、水戸市というこのまちとしての地産地消を考えた場合に、果たして、——成沢だけいけばですよ。あのまま、どんどんと全てがトウモロコシ畑という、トウモロコシならいいんですけども、あれ食べられないんだよね、人間は。何だか牛ぐらいしか食べられないと言っているんで、そういうようなものが広がってしまっているのかどうかというのは私には分からないんですけども——水戸市が考える、水戸市ならではの農業行政の中でのそういう位置づけもやはりきちっとしていかないと、ただ単に、その人たちがいないから遊休農地にしないためにそういうものをどんどん進めていっちゃると、だんだん違う地域、違う個性のある農業地帯になっちゃうのかなという気がしていましたので、ちょっと聞いてみました。

それと、裏のページの3番の農業経営を営もうとする者というのは、経営体となっているけれども、これは個人でいいんでしょう、個人という考え方でしょう。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

個人と、あと法人も含まれているものですから、今回、経営体ということで表現をさせていただきました。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 新しく農業に参入したいという若者とかがいらっしゃるわけですから、そういう人たちがターゲットとなっているというふうに理解してよろしいですよ。分かりました。

あと、最後に、昔でいう農地の転用の、前の農業委員会であったものだと思うんです。これ、2つに分かれていて、農地の転用の調整区域と市街化区域がありますよね。第4条と第5条、ちょっと忘れちゃったんで、それを教えてくれる。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この転用の第4条につきましては、本人が農地以外のものに転用するのが4条でございまして、5条につきましては、同じ転用でも権利が移動する、例えば貸し借りをして資材置場にするとか、あとは自宅にするということで、本人以外に権利が移動するのが5条ということになっております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、例えばその農家さんの娘さんが農地に新居を建てるといった場合は、第5条になるわけだね。この第4条の場合、本人が農地に倉庫を建てるとか、そういうときは4条になるわけですね。分かりました。

今後、こういう大事な農業委員会さんでありますので、何かたまにはこういう現況とか、新たな取組とかがあった場合、また、こういう農地転用等で問題点があった場合は報告するようお願いをして質問を終わります。

○大津委員長 ほかにございますか。

黒木委員。

○黒木委員 資料の3番の(1)、(2)に当たるかと思うんですが、水戸市独自のエリア指定において、今の私に住んでいる方面はかなり畑や田んぼが住宅化して、どんどん田んぼがなくなっているという状況ですけれども、この部分に当たるのは、3番のどの部分に、(2)に当たるんですか。その件数に入っているんでしょうか。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの御質問にお答えいたします。

エリア指定の区域というのは、調整区域の中の一部でございまして、その中で転用が行われた場合は、自分の場合は4条、他人に権利が移動する場合は5条の中に含まれてございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 こういった場合に、農業委員会としては、農地がどんどんなくなっていくという部分においては、どういう考えでいらっしゃるのか。私、これエリア指定区域が宅地化していくというのは、持っている方、所有者が、いや、もう農業できない、もうこの際何とかしたいということでやられているんで、いい悪いということを言っているんじゃないですけれども、農業を守っていく、水戸市の農業を支えていこうという農業委員会さんとしては、この状況はどういうふうに見ていらっしゃるのか。また、申請が来れば許可せざるを得ないんでしょうけれども、どのような考えでいらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○大津委員長 吉川次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの御質問にお答えいたします。

農業委員会としましては、やはり農地を守るということなんですが、全部の農地を守るというのはなかなかできないものですから、まず、優良農地といたしまして、土地改良をやった農地とか、あとは広がりのあるまとまった農地、こういったものはこれからも残していこうということで考えてございます。

ですから、市街化区域に近いところ、開発を進めるようなところにつきましては、農業、農地として守りたいんですが、やはりそういった農地以外のものの利用というのも進めていくという考えでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** じゃ、今言ったようなところは、宅地化を進めていくという考えと最後おっしゃったんで、水戸市農業委員会として、そういう考えでいらっしゃるということで、私たち議員や市民は認識してよろしいということなんですか。

○**大津委員長** 吉川次長。

○**吉川農業委員会事務局次長** ただいまの御質問にお答えいたします。

農業委員会としては、あくまでも農地として守っていかなくちゃいけないということでございますが、そういった転用の申請があれば、やはり総会等で審議して、許可ができるところは許可をしていくという対応でございます。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、次に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

深澤技監兼農政課長。

○**深澤産業経済部技監兼農政課長** 委員会の貴重なお時間を頂戴いたしまして、農政課より1点御報告がございます。

水戸地方農業共済事務組合の合併についてでございますが、昨年8月の委員会において、県内の5組合等により合併協議が進められている旨を御報告させていただきました。しかしながら、本年1月、この協議から鹿行農業共済組合が離脱を表明したため、改めて鹿行農業共済組合を除く4組合等により合併協議を進めることとなりましたので、御報告を申し上げます。

4組合等による合併協議につきましては、協議の枠組みが整いましたら、改めて委員会に御報告をさせていただきます。

なお、合併の日程は、これまでどおり、令和4年4月を予定しており変更はございませんが、6月の市議会定例会に提出を予定しておりました関連議案につきましては、9月以降に時期を送って提案をさせていただきます。

以上でございます。

○**大津委員長** 内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

黒木委員。

○**黒木委員** 水戸の梅まつりが3月末に終了しました。コロナ禍の中で開催時期が少し遅れての開催となりまして、非常に苦しい状況の中での開催でしたが、チームラボに関しては私も見に行きましたけれども、物すごいお客さんで、なかなか当日券が入手できないとか、予約できないとかいう状況も見られていたけれども、この梅まつりが終わって1か月以上たちましたので、来園者数とかの状況について、報告できる部

分でお願いしたいと思います。

○**大津委員長** 小林観光課長。

○**小林観光課長** ただいまの黒木委員からの梅まつりに関する入場者数の御質問でございますけれども、御発言のあったように、緊急事態宣言等で、予定しておりました期間は十分な期間が取れませんでした、何とか解除後に開催をすることができました。チームラボの人数に関しましては、問合せをしている最中でございますが、チームラボ以外に、純粋に梅まつりにお越しいただいた方の入場者数といたしましては、7万9,000人ということで茨城県のほうから報告をいただいております。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 7万9,000人、ちょっと前年度とかマックスのときと比べるとかなり少なくなっているんですけども、マックスのときと、前年度の数もいいですか。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** 説明が不足しておまして申し訳ございません。前年度もやはりコロナウイルスの影響を受けまして大幅に人数が減ったところでございます。お祭り自体は、ほぼイベントは全て中止となってしまいましたが、前年度は19万4,200人でございます。今回は、お祭りを実施した期間が例年の約半分というところの集計でございますので、ちょっと一概に比較ができなくて申し訳ございませんが、今年度は7万9,000人です。コロナの影響を受けなかったときには、ピーク時では50万人のお客様に御来場いただいております。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** コロナの状況の中での、非常に苦しい中での開催ということで、こういう数だったということで非常に残念ではあるんですが、またこの教訓を生かしながら、次年度、また1年後、梅まつりが安全に実施できるように、またいろいろ執行部の皆さん、実行委員会の皆さんと知恵を出しながら、また次回の開催を目指していただきたいというふうに思います。また、チームラボのほうも状況、数字が分かれば、後日、御報告いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

渡辺委員。

○**渡辺委員** コロナの関係なんですけれども、東京をはじめ、感染拡大が広がるというようなことで緊急事態宣言が5月末までに延びたとのこと。隣接している茨城県としても大変心配なところなんですけれども、連休でそういう飲食店に対して、いろいろ時短とか様々な自粛または要請があったわけなんですけれども、何かそういうところから声が上がったり届いたりしていますか。困ってしまったとか、そういうのはどうなんでしょうね。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** ただいまの渡辺委員からの御質問ですが、現状、非常にコロナウイルスの感染が拡大しているという状況の中で、営業時間の短縮要請等が、水戸市も、茨城県から5月12日まで延長されているといった状況の中で、給付金、協力金等の申請で窓口に来られる事業者様からは、やはり相当厳しい状況であるというような声も伺っております。電話とかの問合せ等でも、なかなか営業ができな

くて厳しい、そういった状況というのは伺っています。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今、飲食店は、7時までアルコールが飲めて、8時に閉めるということですよ、要請しているのは。それでいいんですか。そうすると、飲食店は、みんなそういうところに行くのは、大体5時ぴったりに行かないだろうから、6時とか5時半とかなんで、飲んでいる時間というのは1時間ちょっとぐらいで、7時だとすぐ終わっちゃうんですよね。ある意味、アルコールというのがもうけ、利益になるところが結構多いはずなんです、飲食店はね。その利益の出る部分が自粛というようなことなんで、大変困っているのかなという気がいたしております。これ、国のほうが5月末までとなると、茨城県のほうも感染拡大市町村でしたっけ、まん延防止にはなっていないんですよ。感染拡大のほうも、これ延長になる予定なんですか。

○大津委員長 小林観光課長。

○小林観光課長 ただいまの渡辺委員からの、本市が感染拡大市町村に指定されている期間といたしましての御質問にお答えをいたします。

御発言のとおり、5月12日まで指定されておりまして、茨城県の知事の会見のお話でございますと、現在、ステージ3相当というところで、病床のほうの関係をよく見ながら延長に関して検討を進めているというところで伺っておりまして、まだ、正確な情報は下りてきておりませんが、病床数などを踏まえて決定するものと思っております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 先ほどちょっと話しましたように、矛盾している施策になってしまうわけですよ。片方では感染を防止しなくちゃいかん。でも片方では、命をつなぐのには商売しなくちゃできないんですよという話なんで、両方、どっちのほうにもいい顔ができないというようなことで大変難しいところだと思うんですけれども、例えばひたちなかの海浜公園なんかは、いわゆる感染拡大市になっていないので、わざわざすごかったですよ、ゴールデンウイークは。だから、果たしてそれが原因なのかどうかとなると、非常に疑問に思ってくる場所があるんですよ。あっちがよくて、こっちが駄目という部分が、茨城県全体がなるなら分かるんですけども、ここと、ここと指定してというのが、感染者の数とかでやっているんでしょうけれども、私は一致しないと思うんですよ。その辺のところに対して、非常に不思議には思っていると。隣接しているのに、あっちのところはよくて、こちらは駄目という考えがちょっと出てきたりして、一番それで迷惑しているのが観光物産関係とか飲食関係だと思いますので、感染拡大を防止しながら手厚い対応をしていただきたいというふうには思っております。

それで、5月21日だか何日かに市川海老蔵さんが来ますよね。これはどういうイベントなんですか。新聞をちょっとぱっと目を通しただけなんでよく見ていないんですけども、東京が緊急事態宣言を5月31日までにしてはいますよね。東京から出ないでくださいと言っているわけだよね、東京都のほうはだよ。何かこれもまた矛盾している話になってくるんで、ただ、一番知りたいのは、どういうものなんだかをちょっと聞かせてください。

○大津委員長 小林観光課長。

○**小林観光課長** ただいまの渡辺委員からの水戸歌舞伎花火の件だと存じますが、これに関する御質問にお答えをいたします。

このイベントにつきましては、コロナウイルス感染拡大の影響をじかに受けている業種の一つであります舞台公演関係、それから、花火の大会などが相次いで中止となっておりますことで、日本の伝統文化、舞台関係などの伝統芸術を支える職人の方々の活動ができなくなっているということを踏まえまして、これらに携わる多くの方々の活動を支える取組として、民間の方が手を挙げていただいて水戸歌舞伎花火として水戸で実施をしてくださるという動きがございます。

御意見がございました5月22日に、そのイベントを実施する予定でございますが、緊急事態宣言が延長されたことに伴いまして、現在、実行委員会さんのほうでメインターゲットにしておりますお客様は首都圏の方というふうに伺っておりますので、やはりこれは県をまたいで往来ということが自粛になっておりますので、このあたりを慎重に踏まえまして、近日中に延期のほうも含めて公式発表したいということで情報をいただいております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** すると、主催は水戸市とか水戸観光コンベンション協会ではないんですか。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** ただいまの御質問にお答えをいたします。

首都圏の方がメインで多くいらっしゃるということもありまして、歓迎の意を含めた花火の打ち上げを水戸観光コンベンション協会がさせていただくということで、花火に関して共催ということで事業のほうを進めてまいる予定でございます。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 伝統文化を継承したり、またそれを知っていただくということで、大変意義のある事業だと思うんですけども、一応、これは営業行為でしょう。基本的には、ただで見せるわけじゃないんでしょう。お金取るんですか、これ。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** 全席指定席ということで有料にて、歌舞伎のほうとそれから花火のほうを楽しんでいただくという催しになります。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 花火は、皆、ただで見られちゃうんじゃない。花火がセットになっているということで、花火は遠いところからでも見られるしね。ただ、これが有料なのね。場所はどの辺でやるんですか。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** 実施の場所でございますけれども、歌舞伎の舞台は千波湖のデゴイチの広場があるところに設置いたします。千波湖を囲むようにランニングコースになっておりますところを全て封鎖しまして、ここに観覧席を別途設けるということで伺っております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** コロナが落ち着けば、東京からそういう形でたくさんの人に来ていただくというようなことで、

水戸市のほうに利益というのはあまり入ってこないのかな。何%か入ってくるんですか。

○**大津委員長** 小林課長。

○**小林観光課長** ただいまの渡辺委員からの御質問でございますけれども、この興業の収入に関しては、観光コンベンション協会のほうの収入はございませんで、歓迎の意を込めた花火の打ち上げということで協賛をさせていただきます。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そういう歓迎で花火を打ち上げるということですから、これだって、きっと恐らく200万円、100万円はかかるんでしょうから、そういうものを踏まえながらも、せつかくのこういう大きな事業なんで、できればコロナとの関連性ね。何なの、こういう時期にこんなのやるべきなのというふうに言われないうようにしなくちゃいけないよね。半分の人はやってよかったねと、残りの半分からは、何でこんな時期にやってんのよと言われる可能性があるんで、その辺のところもよく踏まえながら、水戸市、また、海老蔵さんの名前にきずがつかないように、ぜひ対応していただきたいなど。水戸市も協力しているわけでしょう。その辺のところもしっかり、ただやればいい、営業行為でやれば金が入るからというんじゃなくて、やったために一つの大きなブランドにきずがつかないように、ぜひお取組をお願いしたいと思います。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時58分 散会